四　豚の飼養衛生管理の高度化に関する事項

1　高度な飼養衛生管理の手法の導入

⑴　飼養衛生管理基準の遵守と高度な衛生管理手法の導入

生産者による飼養衛生管理の向上のためには、養豚農家における飼養衛生管理基準の遵守を基本とした上で、家畜保健衛生所の獣医師に加え、民間管理獣医師の活用も支援する。

また、畜産物の安全を向上し、消費者の信頼を確保するため、ＨＡＣＣＰの考え方を生産農場段階に採り入れた飼養衛生管理手法（農場ＨＡＣＣＰ）の普及・定着を促進する。

⑵　高度な衛生管理技術の導入

オールイン・オールアウト方式の導入や、マルチサイト方式の導入、人工授精を徹底するなどの衛生管理技術の導入により、衛生管理の充実・強化を図ることも必要である。

⑶　豚の飼養管理指針の理解醸成

日々の観察や記録、豚の適正な取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な飼養管理により、豚を快適な環境で飼養することは、豚が健康であることによる安全な畜産物の生産につながり、能力を最大限に発揮させ、生産性向上にも結びつく。

このため、我が国の実態を踏まえて社団法人畜産技術協会（当時）が平成23年３月に公表した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した豚の飼養管理指針」の周知・普及を図る。

⑷　高度な飼養管理技術の導入

より効率的、省力的に飼養管理を行うためには、⑴から⑶までの取組に加えて、液状の飼料を各豚房に給餌できるリキッドフィーディングシステム、飼料給与の無駄を省き出荷時期の適正化を図る餌・群のコンピュータ管理、自動で出荷体重に達した豚を仕分けることのできるオートソーティングシステム等の導入が求められる。

2　豚の排せつ物の処理の高度化・利用の促進

⑴　排せつ物の処理の高度化

豚の排せつ物に係る臭気や水質について、環境規制が強化され、住宅との混住化の進展により、周辺住民の苦情が増える中、適切な豚の飼養管理や施設管理の徹底、排せつ物に係る処理施設や技術の高度化等により、畜産環境問題を解決することが、経営継続のためにも重要である。

具体的には、臭気対策として、臭気の発生場所（堆肥舎、畜舎）ごとに最適な低減技術（バイオフィルター、光触媒等）を活用し、汚水対策として、汚水処理施設（活性汚泥処理、膜処理等）を整備する。

この場合、将来的な環境規制の強化を念頭に置きつつ、低コストで効果的な対策を講じることとする。

これらの施設・機械の整備に当たっては、畜産クラスターの仕組み等の下で、畜産環境アドバイザー等の専門家を活用し、地域住民の理解が得られるよう地域全体での取組が重要である。

⑵　排せつ物の利用の促進

耕畜連携の下での堆肥利用、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（ＦＩＴ）等を活用したエネルギー利用を推進する。

これらの排せつ物処理の高度化の促進に当たって、国、地方公共団体は、畜産クラスターの仕組み等も活用しつつ、主導的な役割を果たすことが求められる。また、研究開発の推進や、利用可能な技術の普及・定着化に向けた研修会の開催等を行う。

3　豚の疾病に対する検査体制の整備等

飼養衛生管理の高度化を図り、我が国における家畜の伝染性疾病の清浄性を維持するためには、都道府県の家畜保健衛生所における迅速かつ正確な検査の実施が重要である。

このため、家畜保健衛生所が組織的に系統だった精度管理を行うためのガイドラインの作成等を行う。

また、病原体の散逸防止のための設備を備えた検査室等、家畜保健衛生所が適切な病性鑑定を実施するために必要な施設を整備する。

五　安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大に関する事項

1　豚肉の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及

米その他の特色ある国内由来飼料を利用した飼養方法について、行政や民間の研究機関は、通常の飼養方法で生産された豚肉との品質差を客観的に示すための研究を行い、給与飼料、飼養方法の違いによる肉質の向上について、消費者への情報提供に努める。

あわせて、豚肉の品質向上に資する飼養管理技術の研究開発を行い、これらの研究成果に係る情報について、広く生産者に提供する。

また、おいしい豚肉づくりのため、おいしさの評価に関する科学的知見の蓄積に努め、指標化項目や評価手法の検討や簡易な分析方法の確立に向け検討を進める。

2　特別な銘柄の豚肉等の生産に係る情報提供の促進

特定の品種、特別な給餌飼料、飼養方法等、豚肉の生産に係る情報について、豚肉商品への表示等を通じて、消費者への訴求力を高める。

なお、生産者団体による農場トレーサビリティの実用化に向けた取組を進める。

3　安全・安心な豚肉の生産の促進

⑴　食肉処理施設におけるＨＡＣＣＰ導入の促進

食肉処理施設にあっては、ＨＡＣＣＰ導入型基準が設定されるなど、食肉の製造・加工段階でのＨＡＣＣＰによる衛生管理の導入を一層促進させる動きが進展していることを踏まえ、安全な畜産物を供給するとともに、国産畜産物への消費者の信頼を確保するよう、ＨＡＣＣＰの導入に取り組む。

⑵　安全な豚肉の生産に係る飼料の安全確保

安全な豚肉の安定供給を確保するためには、飼料の安全確保が重要である。このため、飼料の製造等に関わる事業者は、有害物質混入防止等の安全性確保のためのガイドラインを遵守することに加え、飼料の安全を効果的・効率的に確保するため、ＧＭＰ（事業者が実践すべき基本的な適正製造規範）の導入に取り組む。

4　国内の消費者の需要の変化・多様化に応じ供給のための取組

消費者の需要の多様化に対応するためには、特別な銘柄・地域ブランドや、品種の特性に応じた豚肉の生産から販売までの一貫した体系の構築や、需要の多様化に対応した新商品の開発等の取組を推進することが必要である。

5　消費者への情報提供と国産豚肉に対する信頼確保

養豚農業に対する国民的理解を深めるため、その振興の意義について消費者の理解の醸成を推進する。

豚肉の消費拡大のために、養豚農家、生産者団体や流通業者が連携し、豚肉の調理法や栄養についての正しい知識の普及啓発を推進する。

六　その他養豚農業の振興に関し必要な事項

1　豚肉の流通の合理化に資する豚肉の産地処理の推進

流通段階での合理化、コスト低減のため産地処理の推進を一層進め、産地食肉センターを中心とした食肉処理施設の再編整備を推進し、１日当たり処理頭数の拡大とともに稼働率の向上を推進する。

2　豚肉の取引規格及び品質表示の普及

豚肉の取引規格については、一定の役割を果たしており、その一層の普及・定着を図る。

豚肉や豚肉の加工品の品質表示は、消費者が適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産振興に資する重要なものであり、関係機関が連携し、普及を図る必要がある。

特に、加工食品の原料原産地表示については、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する。

また、地理的表示保護制度については、生産者団体等はその活用についても検討する。